



ちょうしし ひなんこうどうようし えんしゃめいぼ とうろく
「銚子市避難行動要支援者名簿」の登録について



市では、高齢者や介護が必要な方などで、災害が起きた時にひとりで避難することが困難で、支援を必要とする方を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成し、安否確認・避難支援等に役立てるための取組を進めています。

避難行動要支援者とは

高齢者や障がい者等の要配慮者（災害時要援護者ともいう）のうち、自ら避難することが困難であり、特に支援を要する方をいいます。

今回、高齢者福祉課では、75歳以上のひとり暮らしの方、75歳以上の高齢者のみの世帯の方、要介護認定度が3以上の方のうち、災害時に避難することが困難で支援を希望する方に登録していただき、名簿を作成します。

名簿情報は、災害が起きたとき、避難支援に携わる関係者（警察署・消防署・民生委員など）と情報を共有し、災害時における安否確認、避難誘導等の支援に活用されます。

ただし、災害の状況により、支援活動が必ず行われることを保証するものではありません。



「避難行動要支援者名簿」への登録を希望される方は、名簿への登録申請が必要となります。

「銚子市避難行動要支援者名簿登録申請書」は、高齢者福祉課（市役所9番窓口）にございますので、直接おいでになるか、お電話でお問い合わせいただければ、申請書を郵送いたします。市ホームページからもダウンロードできます。

高齢者福祉課（電話 24-8754）

☛ 裏面「名簿情報提供の流れ」をご確認ください。

名簿情報提供の流れ

ひなんこうどうよう し えんしゃめい ぼ たいしょうしゃ 避難行動要支援者名簿の対象者

- 75歳以上のひとり暮らしの方
- 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- 要介護認定3以上の方

地震や水害などの災害が発生した時

あなたは、どちらのタイプですか？ 登録は任意です。

・ 近所の方等の支援を希望する

・ 登録申請書の提出をお願いします
(名簿情報の提供を同意)

・ 自分で避難所に行ける
・ 家族など支援してくれる人がいる
・ 介護施設などに入所しているため、個人での避難行動は想定していない

・ 登録申請書の提出は
不要です

- ・ 平常時から避難支援に携わる関係者（警察署・消防署・民生委員など）に情報を提供します
 - ・ 災害時には、安否確認や避難行動等を支援します
- ※支援活動が必ず行われることを保証するものではありません